

令和3年

# 三好市教育委員会7月定例会

日時 令和3年7月20日(火)午後2時  
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと  
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

# 令和3年三好市教育委員会7月定例会次第

## 1 開会

## 2 報告

## 3 承認

令和3年三好市教育委員会6月定例会会議録の承認について

## 4 議案

第25号 令和2年度三好市教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行状況の点検及び評価について

第26号 令和4年度使用中学校用教科用図書採択に伴う答申につい  
て

第27号 三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関す  
る規則の一部を改正する規則について

## 5 その他

# 行 事 一 覧 表

令和3年6月24日 ～ 令和3年7月19日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
三好教育振興協議会理事会	6/30	東みよし町中央公民館	
庁議	7/1	本庁	
(園)小・中校長会	7/6	三好教育センター	※
市民大学講座開講式	〃	総合体育館	※

## 行事予定

四国アイランドリーグプラス公式戦	7/23(金)	13:00	池田球場
蔦杯選抜野球大会	8/4(水)・5(木)・7(土)		池田球場
学校閉庁日	8/13(金)～16(月)		
三好教育研究発表会	8/19(木)	三好教育センター他 (オンライン)	
定例教育委員会	8/19(木)	11:00	教育委員会室
教育委員研修会(三好教育研究発表会)	〃	13:00	〃

## 報 告

### 臨時代理の報告について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により別紙のとおり臨時に代理をしたので、同規則第4条の規定により報告する。

令和3年7月20日

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

### 教育委員会の議決事項の臨時代理について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができないと認めるので、次のとおり臨時に代理する。

令和3年7月1日

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

### 三好採択地区義務教育諸学校教科用図書採択協議会への諮問について

令和4年度より使用する教科用図書に関する審議について、学校教育法第34条第1項及び第49条並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項及び第5項並びに令和4年度使用教科用図書展示・採択実施要綱に基づき次のとおり諮問する。

- 1 諮問の相手方  
三好採択地区義務教育諸学校教科用図書採択協議会
- 2 諮問の内容  
別紙のとおり

別紙

令和3年7月1日

三好採択地区義務教育諸学校教科用図書採択協議会会長 殿

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

令和4年度使用教科用図書の採択について（諮問）

このことについて、次の事項を諮問いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

諮問事項

令和4年度使用中学校用教科用図書の採択について

議案第25号

令和2年度三好市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行  
状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について意見を求める。

令和3年7月20日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

令和2年度三好市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検  
及び評価案 別紙のとおり

議案第26号

令和4年度使用中学校用教科用図書の採択に伴う答申について

令和4年度使用中学校用教科用図書は、三好採択地区義務教育諸学校教科用図書採択協議会の答申のとおり採択する。

令和3年7月20日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

議案第27号

三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部を改正する規則について  
 三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部を改正する規則のように定める。  
 令和3年7月20日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部を改正する規則  
 三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則（平成18年三好市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(就学予定者の学校指定) 第2条 就学予定者の学校指定は、三好市教育委員会が特に定める場合を除き、別表のとおりとする。 別表(第2条関係)	(就学予定者の学校指定) 第2条 就学予定者の学校指定は、三好市教育委員会が特に定める場合を除き、別表のとおりとする。 別表(第2条関係)																								
小学校																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">地区名</th> <th style="width: 30%;">学校名</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>王地小学校～ 東祖谷小学校 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>谷間、吾橋上、吾橋下、西名、中屋、土日浦、榎</td> <td>榎生小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>尾井ノ内、戸ノ谷、冥地、重末日浦、重末蔭、一字南、一字北、一字枝、田の内上、田の内下、田丸、下名、小祖谷東、小祖谷</td> <td>榎生小学校</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区名	学校名	備考	(略)	王地小学校～ 東祖谷小学校 (略)	(略)	谷間、吾橋上、吾橋下、西名、中屋、土日浦、榎	榎生小学校		尾井ノ内、戸ノ谷、冥地、重末日浦、重末蔭、一字南、一字北、一字枝、田の内上、田の内下、田丸、下名、小祖谷東、小祖谷	榎生小学校		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">地区名</th> <th style="width: 30%;">学校名</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>王地小学校～ 東祖谷小学校 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>谷間、吾橋上、吾橋下、西名、中屋、土日浦、榎</td> <td>榎生小学校</td> <td>吾橋小学校(休校)</td> </tr> <tr> <td>尾井ノ内、戸ノ谷、冥地、重末日浦、重末蔭、一字南、一字北、一字枝、田の内上、田の内下、田丸、下名、小祖谷東、小祖谷</td> <td>榎生小学校</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区名	学校名	備考	(略)	王地小学校～ 東祖谷小学校 (略)	(略)	谷間、吾橋上、吾橋下、西名、中屋、土日浦、榎	榎生小学校	吾橋小学校(休校)	尾井ノ内、戸ノ谷、冥地、重末日浦、重末蔭、一字南、一字北、一字枝、田の内上、田の内下、田丸、下名、小祖谷東、小祖谷	榎生小学校	
地区名	学校名	備考																							
(略)	王地小学校～ 東祖谷小学校 (略)	(略)																							
谷間、吾橋上、吾橋下、西名、中屋、土日浦、榎	榎生小学校																								
尾井ノ内、戸ノ谷、冥地、重末日浦、重末蔭、一字南、一字北、一字枝、田の内上、田の内下、田丸、下名、小祖谷東、小祖谷	榎生小学校																								
地区名	学校名	備考																							
(略)	王地小学校～ 東祖谷小学校 (略)	(略)																							
谷間、吾橋上、吾橋下、西名、中屋、土日浦、榎	榎生小学校	吾橋小学校(休校)																							
尾井ノ内、戸ノ谷、冥地、重末日浦、重末蔭、一字南、一字北、一字枝、田の内上、田の内下、田丸、下名、小祖谷東、小祖谷	榎生小学校																								



西、坂瀬、有瀬上、有瀬下、谷間、今久保、中尾、閑定、名越、善徳東の東、善徳東の西、善徳西の東、善徳西の西、善徳かずら橋、徳善、西岡、後山	
中学校	
地区名	学校名
(略)	(略)
(備考) (略)	

西、坂瀬、有瀬上、有瀬下、谷間、今久保、中尾、閑定、名越、善徳東の東、善徳東の西、善徳西の東、善徳西の西、善徳かずら橋、徳善、西岡、後山	
中学校	
地区名	学校名
(略)	(略)
(備考) (略)	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。